

鹿児島県 工事成績評定要領 考查項目別運用表

考查項目順(全工種)

2023年4月改定(上段:新規定 下段:運用)

1 施工体制	I 施工体制一般	監督員
1 施工体制	II 配置技術者	監督員
2 施工状況	I 施工管理	監督員
2 施工状況	I 施工管理	検査員
2 施工状況	II 工程管理	監督員
2 施工状況	II 工程管理	総括監督
2 施工状況	III 安全対策	監督員
2 施工状況	III 安全対策	総括監督
2 施工状況	IV 対外関係	監督員
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員	土木一般.....
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員	機械設備工事.....
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員	電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事.....
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員	建築工事.....
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	検査員	土木一般.....
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	検査員	機械設備工事.....
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	検査員	電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事.....
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	検査員	建築工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	土木一般.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	機械設備工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	維持・修繕工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	港湾浚渫工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	建築工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	コンクリート構造物工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	土工事(切土, 盛土, 築堤等工事).....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	護岸・根固・水制工事(港湾工事以外).....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	舗装工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	法面工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	基礎工事及び地盤改良工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	海岸工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象).....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	塗装工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	トンネル工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	植栽工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	電線共同溝工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	維持工事(清掃工, 除草工, 付属物工, 除雪, 応急.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	修繕工事(橋脚補強, 耐震補強, 落橋防止等).....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	機械設備工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	電気設備工事.....
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	通信設備工事, 受変電設備工事.....

P3

3	出来形及び出来	ばえ	Ⅱ	品質	検査員	港湾築造工事（浚渫、海岸築造工事を含む）
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅱ	品質	検査員	空港用地造成工事（排水工事、地盤改良工事を含む
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅱ	品質	検査員	空港舗装工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅱ	品質	検査員	建築工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅱ	品質	検査員	管水路工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅱ	品質	検査員	畑地かんがい
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅱ	品質	検査員	ほ場整備工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅱ	品質	検査員	農道工事（舗装工事以外）
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅱ	品質	検査員	ため池工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅱ	品質	検査員	用排水路工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅱ	品質	検査員	山腹工
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅱ	品質	検査員	治山工事

3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	コンクリート構造物工事，砂防構造物工事，海岸工
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	土工事（盛土・築堤工事等）
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	切土工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	護岸・根固・水制工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	鋼橋工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	地すべり防止工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	舗装工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	法面工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	基礎工事（地盤改良等を含む）
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	コンクリート橋上部工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	塗装工事（工場塗装を除く）
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	植栽工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	防護柵（網）工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	標識工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	区画線工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	機械設備工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	電気設備工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	維持修繕工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	電線共同溝工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	通信設備工事，受変電設備工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	港湾築造工事（海岸築造工事を含む）
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	港湾浚渫工事（地盤改良工事を含む）
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	ブロック製作工事（ケーソン陸上製作工事を含む）
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	空港用地造成工事（排水工事、地盤改良工事を含む
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	空港舗装工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	建築工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	管水路工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	畑地かんがい工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	ほ場整備工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	農道工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	ため池工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	用排水路工事
3	出来形及び出来	ばえ	Ⅲ	出来	検査員	山腹工

4 工事特性 施工条件等 総括監督

5 創意工夫 創意工夫 監督員

6 社会性等 地域への貢献等 総括監督

7 法令遵守等 法令遵守等 総括監督

2 施工状況 II 工程管理 監督員

1

●評価対象項目

加減点 = 4点 × 該当項目数 ÷ 全項目8

- | | | |
|----|---|---|
| 1 | 工程管理について是正を要求すべき事項がなかった。
監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。 | ○ |
| 2 | 当初工程表が現場条件を反映したものとなっており、クリティカルパスを把握することができた。 | ○ |
| 3 | 変更工程表が適時に更新されていた。 | ○ |
| 4 | 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 | ○ |
| 5 | 受注者に直接の原因のない理由により、工程が遅れる制約が生じた場合において、遅延を回避するために工程の変更を行った。
遅延を回避する取り組みを行った場合は加点する。結果は問わない。「受注者に直接の原因がない」とは発注者に原因があるケースと受発注者双方に原因がないケースである。以下同じ。 | ○ |
| 6 | 発注者からの要請に基づいて工程の短縮を行った。
契約約款に基づいて発注者から工期短縮の要請があった場合は加点する。 | ○ |
| 7 | 受注者に直接の原因のある工期の遅れがなかった。
受注者に直接の原因がない場合（つまり発注者に原因がある場合と双方に原因がない場合）は、遅れが生じても加点する。逆に受注者に原因がある場合は加点しない。 | ○ |
| 8 | 現場閉所による週休2日（4週8休以上）を確保している。
現場閉所率が28.5%以上であることが、休日取得計画表が提出され、確認できる。「週休2日」試行工事でもよい。 | ● |
| 9 | ●評価対象項目d
加減点 = -5点 | ○ |
| 10 | 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 | ○ |
| 11 | ●評価対象項目e
加減点 = -10点 | ○ |
| 12 | 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 | ○ |

7法令遵守等	法令遵守等	総括監督員
--------	-------	-------

1

	●評価対象項目	○
	評定点合計に対する減点は下記のとおり。	
1	指名停止3ヶ月以上 -20点	○
2	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 -15点	○
3	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 -13点	○
4	指名停止2週間以上1ヶ月未満 -10点	○
5	文書注意 -8点	○
6	口頭注意 -5点	○
7	工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 「工事事故に関する評定基準」(H29.1.1)が定める減点による。	○
8	その他	○
9	項目該当なし	○
10	※総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。	○
11	【上記で評価する場合の適応事例】	○
12	1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。	○
13	2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。	○
14	3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。	○
15	4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。	○
16	5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。	○
17	6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。	○
18	7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。	○
19	8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	○
20	9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。	○

考査項目別運用表	考査項目順（上段:新規定 下段:運用）	連番 改定
21	10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。	○
22	11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。	○
23	12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。	○
24	13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	○
25	14. 安全管理が不適切であったことから、工事関係者事故又は公衆損害事故を起こした。	○
26	15. 総合評価落札方式工事の配置技術者がやむを得ない理由で途中交代し、配置予定技術者の能力加算点を満たさない場合は、5点減点する。 評価項目「8 その他」で5点減点する。	○
27	16. 総合評価落札方式工事において、技術資料で建設キャリアアップシステムの運用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	○
28	17. 発注者指定型のICT活用工事において、やむを得ない理由以外でICT活用工事の全ての施工プロセスの採用ができなかった場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	○
29	18. 総合評価落札方式工事において、技術資料で登録基幹技能者の活用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	●